

★地域協議会だより★

R2年度 No.3

令和2年12月10日発行

令和2年度第3回地域協議会は、10月14日(水)午後2時から二ツ井町庁舎2階大会議室で開催されました。案件は、「二ツ井・荷上場地区簡易水道事業の地方公営企業法適用について」、「地域自治区に関する検討状況について」の報告2件、「新市建設計画の変更について」の審議事項1件でした。また、協議会終了後、前回に引き続き「地域協議会に代わる新たな組織について」をテーマに、自主研修が行われました。概要は、次のとおり。

報告事項1. 二ツ井・荷上場地区簡易水道事業の地方公営企業法適用について

【市側説明】

平成29年度に整備を終了いたしました、「二ツ井・荷上場地区簡易水道事業」についてありますが、平成26年10月からの給水開始以降、加入戸数も順調に推移し、令和元年度末までの戸数普及率は75.3%となり、これに伴う給水収益も順調に安定しております。

本事業は、現在、簡易水道事業特別会計で運営されておりますが、国からの地方公営企業法適用移行への要請がありまして、現在、給水収益は安定してきたものの、今後、人口減少に伴う給水収益は減少していくことが予想されることから、地方公営企業法の適用にあたりましては、水道事業との経営統合を図ることで、スケールメリットを活かした効率的な経営を目指すこととしたと考えております。

実施の時期は、令和3年4月1日からを予定しておりますが、二ツ井・荷上場地区簡易水道事業は、当初から、将来的な統合を見据え、水道事業と同一の料金体系で給水を開始した経緯があり、統合後においても料金体系及び市民サービスが変更となることはございません。

以上のこと踏まえ、12月定例会で関係条例等を改正する予定とし、二ツ井・荷上場地区簡易水道事業の水道事業との統合について準備を進めていきたいと考えております。



【主な質疑】

Q. 地方公営企業法が適用されれば、独立採算制ということになると思われますが、今後の事業経営の見通しと水道料金の改正について説明してください。

A. 二ツ井・荷上場地区につきましては約21億円の事業費で整備したところでありますが、現在市債の元利償還金残高が約13億円ございまして、これを令和29年度まで毎年返していくという形になりますので、経営は厳しいのですが現行料金をできるだけ維持しながら、安心安全な飲料水を供給ていきたいと考えております。

報告事項2. 地域自治区に関する検討状況について

【市側説明】

はじめに二ツ井町の名称です。

地域自治区が今年度末で廃止になることに伴い、二ツ井町という住所表示がどうなるのかということが、皆さん心配事項でした。

市では、字名の変更という手続きを踏むことで二ツ井町の名称を今後も残していくという報告をさせていただきましたが、この9月定例会において議案を提出し、可決いただいております。

今後も引き続き、二ツ井町という名称が、住所として残るということです。日常生活における住所の表示については変わりありませんので今後も例えば二ツ井町麻生字麻生という形で残るということになります。

次に、二ツ井地域局の組織体制についてです。

これにつきましても様々なご意見をいただきて検討して参りましたが、二ツ井地域内の事務全般を所掌する支所と位置付け、その名称を二ツ井地域局とする方向性をこの9月定例会で説明しております。

職員につきましては、これまでと同様に部長級、課長級を配置するとともに、現在の職員数を基本として、地域課題や多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し現在の行政サービスの水準を落とすことの無いよう、市全体の業務量を考慮しながら配置して参りたいと考えております。

関連議案の二ツ井地域局という支所を設置する旨の条例を12月定例会に提案する予定としております。

報告事項:「地域自治区に関する検討状況について」の質疑はありませんでした。



(裏面に続く)

審議事項1. 新市建設計画の変更について

【市側の説明】

新市建設計画というのは、能代市二ツ井町合併協議会により平成17年3月に策定されたものであり、当初は平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間となっていました。

平成24年には東日本大震災に伴う市町村合併に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたということで、本市でも計画期間を令和2年度までの15年間に延長しました。

その後、平成30年度に再度法律が改正され、本市の場合、合併特例債の発行可能期間がさらに令和7年度まで5年間延長されるということになりました。

合併特例債というのは、合併した市町村の地域振興、まちづくりにかかる経費につきまして、有利な起債を充当できる仕組みであり、事業費の95%相当を起債として借り入れることができ、償還金の70%が普通交付税に算入されるという極めて有利な財源となっております。

この特例債がどのような事業に使われてきたかということではありますが、主に地域振興に係るハードを主体とした事業に活用しております。

例えば令和2年度の予算では、道路改良事業、河川改修事業、閉校校舎解体事業、グラウンド芝生化、こうしたものに財源として充当しております。こうした事業の継続部分と、さらには地域づくりにかかる新たな事業が出てきた場合には、向こう5年間は有利な起債を活用しながら事業を進めて参りたいと考えております。

市といたしましては、今後もこの有利な財源を活用しながらまちづくりに取り組みたいと考え、計画期間を5年間延長するものであります。

計画変更の内容でございますが、現行で平成18年度から令和2年度とされている計画期間を、平成18年度から令和7年度までとするものです。これに伴い、財政計画を修正することとしており、秋田県との事前協議を経て計画の変更を進めたいと考えております。新市建設計画の変更にあたっては、地域協議会からご意見をいただくこととなっておりますので、お諮りするものであります。

【主な質疑】

Q. 今後の地域協議会との関係はどのようになるのですか。

また、変更によるマイナス面はあるのですか。

A. 地域協議会は地域自治区の廃止に伴い今年度末で廃止となります。この計画変更につきましては、予定では次の12月議会に提案し承認を得たいと思っております。地域一帯を取り巻く厳しい情勢の中で合併特例債は大変有利な財源であることから、この5年間の延長に関してデメリットはないと考えております。有効に活用して参りたいと考えております。

自主研修: 地域協議会に代わる新たな組織について

【事務局の説明】

「地域協議会に代わる新たな組織について」のうち、「他地域での組織について」説明します。

はじめに「能代市まちづくり協議会補助金交付要綱」について第1条では、趣旨を、第2条では、補助対象団体について、各号に掲げる要件を満たす市長が認めた団体ということで、(1)から(4)まで記載されております。

また、2項には組織される交付団体の範囲ということで、1小学校区について1団体ということになっております。

第3条 補助対象経費ですが、食事等の経費を除く住民主体のまちづくり活動に資する一切の経費、となっております。

第4条 補助金の額ですが、1団体につき限度額69万円となっております。

第5条では、補助金の申請について記載されております。

次に、現在能代地域で活動中の4団体の概要について説明します。

○能代地域4団体(檜山地域まちづくり協議会・常盤の里づくり協議会・鶴形まちづくり協議会・東能代地域まちづくり協議会)の活動について説明

次に、地域運営組織について、説明します。

地域運営組織の定義として、地域の生活や暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織で、従来の自治・相互扶助活動(町内会)から一步踏み出した活動を行っている組織、ということになります。

地域運営組織は様々でありますが、その基本的要素として①行政上の組織ではなく法的には私的組織に属すること、②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、③一定の区域を基礎とした組織であること、と整理しております。

地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、地域の問題解決のための持続的な取組体制の確立、地域の維持のために必要な取組の実施が必要であるとされております。

地域運営組織に対する支援ですが組織や取組の立ち上げ等に係る財政支援、取組に対する人材支援等があります。

地域運営組織を立ち上げ地域再生を目指すには、十分な協議・検討を重ね、地域全体での認識共有の重要性について、伝えていくことが重要であるとしております。

以上地域自治区終了後のまちづくりを見据え、新たな組織づくりについて、今後も研修を続けることとしました。

【第8期地域協議会委員】…五十音順

穴山勇孝・菊池敏幸・工藤徳一郎・齊藤いほ子・齐藤陽悦
佐藤力・清水博文・成田粹子・成田弘子・畠山一昭
畠山美紀子・原田正幸・松嶋俊一・山谷清貴

【発行】二ツ井地域局 総務企画課

能代市二ツ井町字上台1-1
電話 0185-73-2112
FAX 0185-73-5224